

一般社団法人横浜市工業会連合会 技術者育成支援事業実施要綱

制 定 平成 2 9 年 9 月 1 日
令和 3 年 7 月 1 日
最 近 改 定 令和 8 年 1 0 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、中小製造業者等がその従業員に、技術水準の向上、技能・技術の承継を推進し、中小製造業者等における人材確保及び、人材育成に資することを目的として、業務上必要な第 5 条に掲げる技能検定資格取得のための受検に要する経費及びその取得に係る講習等の受講に要する費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、中小企業とは中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号で規定する会社をいう。

(実施主体)

第 3 条 この事業の実施主体は、一般社団法人横浜市工業会連合会（以下「市工連」という。）とする。

(補助対象者)

第 4 条 この要綱に基づく補助金の対象者は次に掲げる者とする。

- (1) 地域工業会会員の中小製造業者等とする
- (2) 従業員が国の技能検定料減免措置を受けていない企業、また同一の資格取得に要した費用に対しその他の補助金を活用していない企業
- (3) 次に掲げる団体は、補助の対象としない。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 代表者又は役員の中に暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある法人。

(補助対象経費)

第 5 条 補助対象となる経費は、製造業等の従業員が、都道府県職業能力開発協会が実施する技能検定の資格を取得した場合、その受検費用及び、資格取得に係る講習料等の受講料であって、会社が負担するものとする。ただし、資格取得にあたって学科と実技がある場合は、両方に合格した場合とする。

なお、技能検定不合格者（実技か学科試験のどちらか片方のみ合格を含む）に対しては、資格取得に係る講習料等の受講料であって会社が負担するものとする。

(補助額)

第 6 条 補助対象者に対して、事業予算の範囲内で、対象経費の補助金を交付する。ただし、補助金の上限は対象経費の 2 分の 1、1 社 10 万円を上限とする。（受検不合格者に対する技能検定試験の講習料助成分も含む）

受検不合格者に対する技能検定試験の講習料等の補助金の上限は対象経費の 3 分の 1（百円以下切捨て）

ただし、受検不合格者分のみの申請については、1 社 5 万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は次の書類を、別に定める期間に会長に提出しなければならない。

- (1) 技術者育成支援事業補助金交付申請書(様式1)
- (2) 受検票の写し又は、講習等の受講修了書又はこれらに類する書類
- (3) 資格取得の受検料または、資格取得に係る講習等の受講料を支払ったことを証する書類
- (4) 前号の経費において個人が負担したものがあつた場合、会社が個人へ支払ったことが分かる書類

2 各種検定の可否の結果発表後、速やかに合格通知書又は不合格通知書(申請がある場合)の写しを提出しなければならない。提出されない時は、申請が取り消されたものとみなす。

(交付決定通知)

第8条 会長は、必要書類を確認のうえ受理した順に交付決定し、一般社団法人横浜市工業会連合会技術者育成支援事業補助金交付決定通知書(様式2)により通知する。

(補助金の請求)

第9条 交付決定を受けた補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、一般社団法人横浜市工業会連合会技術者育成支援事業補助金交付請求書(様式3)を会長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めがない事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

この要綱の第7条(交付申請)の適用については、平成29年度前期分の申請に限り、受検後の申請を認める。

附則

この要綱は、平成30年4月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。